

○ 議事日程（第5号）

- 1 議案第43号 山ノ内町コミュニティバス運行に関する条例の制定について
 - 2 認定第1号 平成29年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 3 認定第2号 平成29年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 4 認定第3号 平成29年度山ノ内町国民健康保険特別会計（事業勘定・直営診療施設勘定）歳入歳出決算の認定について
 - 5 認定第4号 平成29年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 6 認定第5号 平成29年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 7 認定第6号 平成29年度山ノ内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 8 認定第7号 平成29年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 9 認定第8号 平成29年度山ノ内町水道事業会計決算の認定について
 - 10 報告第10号 専決処分の報告について
 - 10 専決第15号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について
 - 11 議案第46号 平成30年度山ノ内町一般会計補正予算（第3号）
 - 12 議案第47号 人権擁護委員の候補者の推薦について
 - 13 議案第48号 人権擁護委員の候補者の推薦について
 - 14 議案第49号 人権擁護委員の候補者の推薦について
 - 15 陳情第4号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
 - 16 陳情第5号 国の責任による30人学級推進と、教育予算の増額を求める陳情書
 - 17 陳情第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情書
 - 18 発委第1号 地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について
 - 19 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について
 - 20 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について
 - 21 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について
 - 22 広報常任委員会の閉会中の継続調査について
 - 23 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
-

○ 本日の会議に付した事件……… 23まで議事日程のとおり

追加日程第1 発議第1号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について

○ 出席議員次のとおり（13名）

1番	山本光俊君	9番	渡辺正男君
3番	湯本晴彦君	10番	児玉信治君
4番	高山祐一君	11番	小淵茂昭君
5番	望月貞明君	12番	小林克彦君
6番	布施谷裕泉君	13番	高田佳久君
7番	徳竹栄子君	14番	西宗亮君
8番	山本良一君		

○ 欠席議員次のとおり（なし）

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長 藤澤光男 議事係長 湯本豊

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町長	竹節義孝君	副町長	柳澤直樹君
教育長	柴草隆君	会計管理者	渡辺千春君
総務課長	小林広行君	税務課長	山崎和彦君
健康福祉課長	鈴木隆夫君	農林課長	山本和幸君
観光商工課長	湯本義則君	建設水道課長	小林元広君
教育次長	大塚健治君	消防課長	町田昭彦君
代表監査委員	中野隆夫君		

(開 議)

(午後 2時00分)

議長(西 宗亮君) ただいまの出席議員数は13名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

議長(西 宗亮君) 本日の議事日程は、お手元に配付してありますとおり、9月19日の議会運営委員会に、町側から5件、議会側から6件の追加議案等の提出がありました。後刻上程しますので、よろしくご審議をお願いいたします。

1 議案第43号 山ノ内町コミュニティバス運行に関する条例の制定について

議長(西 宗亮君) 議事に入ります。

日程第1 議案第43号 山ノ内町コミュニティバス運行に関する条例の制定についてを上程し、議題とします。

ただいまの議案につきましては、去る9月7日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

山本良一総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 山本良一君登壇)

総務産業常任委員長(山本良一君) 8番、山本良一。

おはようございます。

それでは、審査報告をさせていただきます。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

平成30年9月21日

山ノ内町議会議長 西 宗 亮 様

総務産業常任委員長 山 本 良 一

1. 委員会開催月日 平成30年9月18日

2. 開催場所 第1・第2委員会室

3. 審査議案

議案第43号 山ノ内町コミュニティバス運行に関する条例の制定について

(以上1件 平成30年9月7日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第43号

原案のとおり可決すべきものと決定。

以上でございます。

それでは、審査の内容について、ちょっと若干、報告させていただきます。

ご承知のように、この条例案は、長野電鉄バス路線廃止に伴う代替としての無償送迎実証運行がされておりました楽ちんバス、これを有償に変更するに当たって、道路運送法上制定が必要になるものです。また、同法79条による登録に関しましては、本年8月5日付、既に登録済みであると、こんな報告も受けております。委員会の中ではさまざまな意見がございましたが、結果として、全員賛成で可決すべきものといいたしました。

なお、委員会の中の意見という形では、中野市の北信病院への接続を強く求めるもの、また、観光のお客様が利用できないことへの疑問、こういうものがありました。同法施行規則により、市町村が専ら当該市町村区域内において行う住民の運送という規則がございますため、困難であるという報告を受けております。それを受けまして、当委員会としては、今般、管外視察において、広域的であらゆる輸送方法が連携できる、非常にハードルは高いそうですが、交通網形成計画、これを視野に、今後の課題として、中津川市に既に制定済みであるということ。管外視察を予定して、ひとつ勉強してまいりたいと、こんな所存でおります。

以上です。

議長（西 宗亮君） これより委員長報告に対し、質疑、討論、採決を行います。

議案第43号 山ノ内町コミュニティバス運行に関する条例の制定について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第43号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第43号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（西 宗亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号 山ノ内町コミュニティバス運行に関する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

-
- 2 認定第1号 平成29年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 3 認定第2号 平成29年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 4 認定第3号 平成29年度山ノ内町国民健康保険特別会計（事業勘定・直営診療施設勘定）歳入歳出決算の認定について
 - 5 認定第4号 平成29年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 6 認定第5号 平成29年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 7 認定第6号 平成29年度山ノ内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 8 認定第7号 平成29年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 9 認定第8号 平成29年度山ノ内町水道事業会計決算の認定について

議長（西 宗亮君） 日程第2 認定第1号から日程第9 認定第8号までの8議案を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

（議会事務局長藤澤光男君議題を朗読する。）

議長（西 宗亮君） ただいまの8議案につきましては、去る9月7日の本会議において、予算決算審査委員会に審査を付託してありますので、予算決算審査委員長から審査の報告を求めることにします。

高田予算決算審査委員長、登壇。

（予算決算審査委員長 高田佳久君登壇）

予算決算審査委員長（高田佳久君） 13番 高田佳久。

それでは、29年度決算認定8議案の審査結果をご報告申し上げます。

審査日程を9月10日から14日までの5日間とし、総務産業常任委員会、社会文教常任委員会が所管いたします2部会に分かれ、審査を行いました。

28年度決算及び29年度予算審査で議会としてつけました部会意見についての現況報告を実施、また、今回、決算審査では初めての試みとして、やまびこ広場リノベーションについて現地調査を実施いたしました。町当局職員の皆様には、審査における丁寧な説明と現況報告及び現地調査の実施に対しまして、ご協力いただいたことに感謝申し上げます。今後、ご協力をお願いいたします。

なお、報告書の1. 審査月日から5. 経過につきましては、報告を省略とさせていただきますが、提出いたしました報告書に基づき、会議録への記載をお願いいたします。

それでは、報告書の朗読をさせていただきます。

山ノ内町議会予算決算審査委員会審査報告書

平成30年9月21日

山ノ内町議会議長 西 宗 亮 様

山ノ内町議会予算決算審査委員会
委員長 高田佳久

1. 審査月日 9月10日・11日・12日・13日・14日
2. 審査場所 役場 委員会室
3. 審査議案

- (1) 認定第1号 平成29年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - (2) 認定第2号 平成29年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - (3) 認定第3号 平成29年度山ノ内町国民健康保険特別会計（事業勘定・直営診療施設勘定）歳入歳出決算の認定について
 - (4) 認定第4号 平成29年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - (5) 認定第5号 平成29年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - (6) 認定第6号 平成29年度山ノ内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - (7) 認定第7号 平成29年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - (8) 認定第8号 平成29年度山ノ内町水道事業会計決算の認定について
- （以上8件 平成30年9月7日付託）

4. 審査要領

審査に当たっては、委員会を2部会に分けて、次の担当区分により関係課等の課長及び係長等の説明を聴し、部会会議、正副委員長部会長会議、さらに全体会議をもって結論とした。

5. 経 過

部会の審査区分

第1部会（部会長 山本良一）

- (1) 一般会計決算のうち消防課、総務課、農林課、観光商工費、建設水道課、税務課、会計室、議会所管に係る費目
- (2) 有線放送電話事業特別会計決算
- (3) 公共下水道事業特別会計決算
- (4) 農業集落排水事業特別会計決算
- (5) 水道事業会計決算
- (6) (1)～(5)に属する財産に関すること

第2部会（部会長 布施谷裕泉）

- (1) 一般会計決算のうち健康福祉課、教育委員会所管に係る費目
- (2) 国民健康保険特別会計決算
- (3) 後期高齢者医療保険特別会計決算
- (4) 介護保険特別会計決算
- (5) (1)～(4)に属する財産に関すること

6. 審査区分

認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号は、いずれも原案

のとおり認定すべきものと決定。

7. 決算審査意見

【総括意見】

29年度一般会計決算規模は、歳入70億4,966万円（対前年度1.6%増）、歳出66億8,982万円（0.1%増）で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額（実質収支）は3億4,761万円となり、前年度の実質収支を差し引いた額（単年度収支）は、1億630万円のプラスとなることから、前年度の赤字から黒字に転じた。

また財政の健全化判断比率では、一般会計と有線放送電話事業特別会計を対象とした実質赤字比率、全会計を対象とした連結赤字比率はともに実質黒字となり、実質公債費率、将来負担比率はともに減少傾向にあり、財政の健全化が図られている。

歳入では、防災行政無線デジタル化、南部浄水場更新、志賀高原総合会館98改修、給食センター改修、志賀高原保育園大規模改修など大型事業による町債の大幅な増加とふるさと基金及び観光施設整備等基金の繰入金が増加している。増加傾向にある町債残高の圧縮に努められたい。

また自主財源である町税では、2年連続で前年度を上回り、約900万円の増となっている。徴税コストは減少しているものの、県下でも下位にある収納率の向上に向け、さらなる努力が望まれる。

歳出では、老朽化した公共施設の大規模改修や長寿命化対策など大型事業を実施した。今後も公共施設の改修が予想されるため、公共施設等総合管理計画に基づく計画的な推進を図り、財政負担の軽減・平準化に努められたい。

「産業・暮らし・子育て充実予算」として執行されたうち産業分野では、観光施設整備として国立公園整備事業を実施したが、志賀高原ユネスコエコパークの活用とともに、観光資源を生かした誘客に努められたい。また、ブドウ棚設置補助として産地パワーアップ事業を展開しているので、今後の販売額の増加に期待する。

暮らしの分野では、空き家等対策計画を策定中だが、早急な対策を実施されたい。また、田舎暮らし体験住宅の整備、移住定住支援員の設置、田舎暮らし体験ツアーの実施など積極的な取り組みは評価したい。今後も人口増に向け、さらなる努力を期待する。

子育て分野では、年長児保育料の無料化を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ったことは評価したい。また、中学校長寿命化改修工事に着手しているが、学習環境が損なわれないよう配慮されたい。

後期基本計画に掲げられている人口減少への対応と、地域産業の活性化に焦点を当てたイノベーション戦略プランの着実な前進とともに、事務事業のさらなる「選択と集中」を図り、将来の地域づくりに向けても中長期的な展望に立った行財政経営を行うことが必要である。

地方財政を取り巻く環境は依然厳しく、国の政策等の変更にも大きく影響を受けている。今後も国政等の動向について情報収集に努め、より効率的な予算執行に努められたい。

【部会意見】

〔共 通〕

1. 一般会計

- 業務量の増加に伴う機能低下を防ぐため、議会事務局の増員を図ること。

〔第1部会〕

1. 一般会計

(1) 総務費

- 将来を見据えて、多様なニーズに対応できる新たな地域交通システムの構築に取り組むこと。
- 移住定住促進にはターゲットを絞ってメニューを提供し、フォローアップに努めること。

(2) 農林水産業費

- 新規就農者の受け入れ体制（作業環境等）を充実すること。

(3) 商工費

- 志賀高原ユネスコエコパークのブランド力向上を図ること。
- 志賀高原ロングライドの参加者増を図りつつ、ヒルクライムの開催実現を目指すこと。

(4) 土木費

- 空き家等対策計画策定には、町の実態に即した実効性のあるものにする。
- 河川の砂防対策は景観も含め、県などと連携し計画的に推進すること。

(5) 消防費

- 将来を見据えた消防団組織のあり方を検討すること。

2. 特別会計等

(1) 有線放送電話事業特別会計

- 有線放送電話事業の終了に向けて万全を期すこと。

(2) 公共下水道事業特別会計

意見なし

(3) 農業集落排水事業特別会計

意見なし

(4) 水道事業会計

- 東部浄水場更新計画の策定には万全を期すこと。

〔第2部会〕

1. 一般会計

(1) 民生費

- 信州型自然保育の取り組みに向けて、積極的に検討すること。
- 放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的運営に向けて取り組むこと。

(2) 衛生費

意見なし

(3) 教育費

○中学校長寿命化改修工事においては、生徒の学習環境が損なわれないように引き続き配慮すること。

○放課後子供教室の実施に向け、放課後児童クラブとの連携を含めて取り組むこと。

○志賀高原ロマン美術館の根本的なあり方を検討すること。

2. 特別会計等

(1) 国民健康保険特別会計

○健全な財政運営のため、基金の運用規程を設けること。

(直営診療施設勘定)

意見なし

(2) 後期高齢者医療保険特別会計

意見なし

(3) 介護保険特別会計

意見なし

以上であります、皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長(西 宗亮君) ただいま予算決算審査委員長の報告で、1の審査月日から5の経過まで省略されましたが、会議録への登載は、報告書を調査し要望のとおり登載することとします。

これより予算決算審査委員長からの報告ありました8議案に対して、一括質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(西 宗亮君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案ごとに討論、採決を行います。

認定第1号 平成29年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、予算決算審査委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

9番 渡辺正男君、登壇。

(9番 渡辺正男君登壇)

9番(渡辺正男君) 9番 渡辺正男。

認定第1号 平成29年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論します。

29年度の一般会計の歳入総額は70億4,966万円、歳出総額は66億8,982万円で、歳入歳出差し引き残額は3億5,984万円となりました。

歳入では、町債、基金繰入金、町税等の増で対前年度比1.6%、1億1,022万円の増となりました。

歳出では、防災無線デジタル化事業や旧北小体育館改修工事、志賀高原総合会館98大規模改修工事などの大型事業がありましたが、冬季の寡雪により町道除雪費の大幅減があり、対前年

度比0.1%、342万円増と、ほぼ前年度並みとなりました。当初予算で大型事業に対応するために歳入で町債12億4,800万円を見込みましたが、10億5,546万円と1億9,254万円の減、財調・減債基金からも5億2,600万円余りの繰り入れを見込みましたが、結果ゼロ円で皆減となりました。町債等基金繰入の減額は歳出削減努力の結果とも言えますが、除雪費の大幅減という不確定要因によるところもあります。

歳入見込みの点でいえば、町税総額に不自然な点があります。当初予算では16億625万円と、28年度の16億9,555万円に対して8,930万円の減との見込みでした。決算では17億5,477万円と、逆に5,922万円の増加に転じています。徴収努力は認めますし、評価させていただきますが、数字については悲観的に見過ぎていたのではないかとの印象は拭えません。

新規事業の保育園年長児保育料無料化は、年1,000万円規模の子育て支援拡充策として評価したいと思います。小中学校卒業祝い金支給事業も評価しますが、卒業式で児童・生徒代表に町長が手渡すという現行の支給方法は見直しが必要と考えます。

この29年度一般会計当初予算にも私は反対させていただきましたが、移住定住策の中で町内建設業者の皆さんにも好評だった住宅リフォーム助成事業が廃止されたままであること、一般町民や子供たちのアンケート調査を基礎にスポーツ推進計画が策定されましたが、長年の懸案である社会体育館の問題に対する具体的方向性がいまだ示されないままであること、中学校の基礎調査後、小学校の34年度に中学校敷地内に一校統合目標という方針を正式に断念しましたが、その後、小中学校の今後のあり方について何の具体的検討も行われていないことなどについては問題があると考えます。

29年度一般会計決算については評価すべき点もありますけれども、将来の公共施設や教育環境のあり方を見据えて、今出すべき結論を先送りしていることで、結果的に町民の不安や不信を招いているという大きな問題を含んでいると判断いたします。よって、本決算認定には反対をさせていただきます。

以上です。

議長（西 宗亮君） 次に、予算決算審査委員長の報告に対し、賛成者の発言を許します。

3番 湯本晴彦君、登壇。

（3番 湯本晴彦君登壇）

3番（湯本晴彦君） 3番 湯本晴彦。

今回、平成29年度一般会計歳入歳出決算認定において、賛成の立場で討論をさせていただきます。

産業・暮らし・子育て充実予算と銘打って執行された平成29年度予算は、当初予算で70億を超える11年ぶりの大型予算規模となりスタートしました。結果として、決算では歳入面で70億を超え、また、歳出でも約66億9,000万と、どちらも昨年度を超えて、ここ10年では最も大きな金額となりました。特に防災無線デジタル化を初めとする大型の事業執行による部分が大きく、それだけ町は町民に対してお金を使ったということでもあります。そして、その資金繰りと

しては、過疎債を初めとする町債やふるさと寄附金などの繰入金によるところが大きかったといえます。また、収納率の改善で町税の収入を上げるなど、過去と比べて自力で資金需要を補ってきた努力がうかがえます。

その中でも町債は、21年ぶりに10億円を超える発行額となり、長野オリンピック以来の思い切った執行であったと思います。国の補助金が昨年と比べて5,000万円以上減り、地方交付税も700万円以上減った状況の中、このように町独自の資金力で、ここ10年で最も大きな歳出額を賄ったことは、とても評価できると思います。

その上で、実質収支は3億以上、単年度収支では1億円以上の黒字となり、さらに健全化指標も全て改善することができました。とはいえ、行政の場合、黒字だからよいというわけではなく、実質的に使ったお金が意味あるお金となったかが問われていると思います。

そこで、中身としては、公共施設の相次ぐ老朽化問題、安全確保などの問題が山積している昨今ではありますが、29年度は普通建設事業と災害復旧費が昨年度対比で30%以上の増加で、大型の設備投資を控える風潮の中、公共施設の問題に対して積極的に投資を執行したり、災害に対して早急に対応してきたことは評価できるのではないのでしょうか。

さらに、費用を抑えたいところを民生費は前年とほぼ同額を執行し、農林水産業費と商工費は昨年度よりも増加させるという、まさに産業・暮らし・子育て充実予算であったのではないかと思います。細かい部分については、費目ごとに意見をつけ、今後にぜひ生かしていただきたいという思いを込めた上で、29年度決算の認定に対して賛成を強く表明する次第でございます。

以上でございます。

議長（西 宗亮君） ほかに討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論を終わります。

認定第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は認定であります。

認定第1号を予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（西 宗亮君） 起立11名、多数であります。

したがって、認定第1号 平成29年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定については、予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第2号 平成29年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論なしと認め、討論を終わります。

認定第2号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は認定であります。

認定第2号を予算決算審査委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(西 宗亮君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号 平成29年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計歳入歳出決算の認定については、予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第3号 平成29年度山ノ内町国民健康保険特別会計(事業勘定・直営診療施設勘定)歳入歳出決算の認定について討論を行います。

まず、予算決算審査委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

議長(西 宗亮君) 次に、予算決算審査委員長の報告に対し、賛成者の発言を許します。

9番 渡辺正男君、登壇。

(9番 渡辺正男君登壇)

9番(渡辺正男君) 9番 渡辺正男。

認定第3号 平成29年度山ノ内町国民健康保険特別会計(事業勘定・直営診療施設勘定)歳入歳出決算の認定について賛成の立場から討論をさせていただきます。

29年度決算の内容は、歳出総額19億3,844万円で、当初予算で見込んだ20億6,200万円に対して1億2,156万円の減でした。28年度決算の歳出総額20億1,430万円との比較では、7,586万円の減です。

保険給付費では、当初、11億5,946万円を見込んだのに対し、9億9,133万円と、1億6,813万円もの大幅減、対前年度でも8,682万円、8.05%の減で保険給付費が10億円を下回るの、実に17年ぶりのことです。

基金積立は当初84万円でしたが、結果、1億675万円になり、基金残高は2億6,907万円にも上ることになりました。

かねてから、保険給付費の過大見込みと、それに基づいた保険税値上げの問題について指摘をさせていただいてきましたけれども、29年度決算は私が危惧したとおりの結果でした。保険給付費の大幅減少の要因には、被保険者数の大幅減少と1人当たり医療費も減少に転じたことが考えられますが、なぜそうなったのかについて、徹底的な分析が必要と考えます。

町民の皆さんには、とても納得していただける決算内容とは思えませんが、被保険者負担軽減のための法定外繰り入れ5,000万円の約束を果たされた点と、3月議会時点での補正予算を初めて議会に示された点の2点を評価し、一応賛成させていただきます。

今後は、保険給付費の的確な補足に努め、1人当たり6万5,000円を上回る基金の活用と法定外繰り入れの復活で思い切った被保険者の負担軽減と適正な保険税設定に教訓を生かし、真摯に取り組まれることを要望して、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

議長（西 宗亮君） ほかに討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論を終わります。

認定第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は認定であります。

認定第3号を予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（西 宗亮君） 起立全員です。

したがって、認定第3号 平成29年度山ノ内町国民健康保険特別会計（事業勘定・直営診療施設勘定）歳入歳出決算の認定については、予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第4号 平成29年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論なしと認め、討論を終わります。

認定第4号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は認定であります。

認定第4号を予算決算審査委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（西 宗亮君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号 平成29年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定については、予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第5号 平成29年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

まず、予算決算審査委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

ありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 次に、予算決算審査委員長の報告に対し、賛成者の発言を許します。

9番 渡辺正男君、登壇。

（9番 渡辺正男君登壇）

9番（渡辺正男君） 9番 渡辺正男。

認定第5号 平成29年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論いたします。

29年度当初予算で見込んだ歳出総額は16億3,311万円、決算では16億6,257万円で、2,946万円の増で、対前年度対比では8,629万円の増でした。

保険給付費では、当初の14億8,400万円に対し、決算では14億9,880万円で1,480万円の微増、対前年度対比では6,381万円の増となりました。

基金積立は、当初の14万円に対し2,971万円、基金取り崩しを1,570万円見込みましたけれども、結果はゼロ円、基金残高は2億2,582万円となりました。基金残高については、第6期、27年から29年度の3年間で8,000万円以上取り崩し、約3,000万円の残高になるはずでした。計画に対して、実に2億円近くの差異が出たこととなります。この基金残高は、全て第1号被保険者の保険料の過大徴収分にほかなりません。このことは、保険料制度のあり方自体見直す必要があるということを示しています。

介護保険を取り巻く情勢は、社会保障費削減路線をとる安倍政権のもとで、介護報酬削減、要介護度の低い利用者を保険から締め出す一部の利用者負担率10%から30%への増額、補足給付の対象者を減らすなどの情け容赦ない見直しが行われています。こうした中で、今後、介護の保険給付費は抑制されていくことが予想されます。今、自治体がすべきことは、保険料や利用料の高騰を抑えながら、独自の助成制度拡充や、介護の提供基盤の充実に努力していくことだと思います。

平成29年度介護保険特別会計決算に対しては、予算賛成時にも述べたとおり、3年前の計画策定時よりも町の実情に合わせた予算になってきていると判断し、一応賛成しますが、今後は基金を活用した保険料の負担軽減と適正な保険料設定に本気で取り組んでいただきたいと思います。介護を必要とする皆さんが今後も安心してサービスを利用できるように、町としてのきめ細かな対応を要望しておきます。

以上です。

議長（西 宗亮君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論を終わります。

認定第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は認定であります。

認定第5号を予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（西 宗亮君） 起立全員です。

したがって、認定第5号 平成29年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第6号 平成29年度山ノ内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

(発言する者なし)

議長(西 宗亮君) 討論なしと認め、討論を終わります。

認定第6号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は認定であります。

認定第6号を予算決算審査委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(西 宗亮君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号 平成29年度山ノ内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第7号 平成29年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

(発言する者なし)

議長(西 宗亮君) 討論なしと認め、討論を終わります。

認定第7号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は認定であります。

認定第7号を予算決算審査委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(西 宗亮君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号 平成29年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第8号 平成29年度山ノ内町水道事業会計決算の認定について討論を行います。

(発言する者なし)

議長(西 宗亮君) 討論なしと認め、討論を終わります。

認定第8号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は認定であります。

認定第8号を予算決算審査委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(西 宗亮君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第8号 平成29年度山ノ内町水道事業会計決算の認定については、予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

10 報告第10号 専決処分の報告について

専決第15号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について

議長(西 宗亮君) 日程第10 報告第10号 専決処分の報告について、専決第15号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定についてを上程し、議題とします。

報告の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長（竹節義孝君） 報告第10号 専決処分の報告について。

専決第15号の自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、ご報告申し上げます。

この案件は、地方自治法第180条第1項の規定並びに町長の専決事項の規定により、専決したものであります。

内容は、町がごみ収集業務を委託しております公益社団法人シルバー人材センターの会員が、ごみ収集作業のため4トン級の塵芥車を運転中、排水用側溝のグレーチングの上を通過した際に、グレーチングを1枚破損したものであります。

日時は、平成30年6月25日午後9時15分ごろで、発生場所は山ノ内町大字平穏3227番地の2、長野電鉄湯田中駅構内である。

相手は、山ノ内町大字平穏3227番地1、長電バス株式会社湯田中営業所であります。

和解日は平成30年8月29日、賠償金額は1万9,440円。

以上につきまして、平成30年8月29日付で専決しましたので、報告いたします。

議長（西 宗亮君） 質疑を行います。

10番 児玉信治君。

10番（児玉信治君） 10番 児玉信治。

今、説明では、シルバーのごみ収集車が個人の敷地内へ入るんですか。それで、電鉄さんは別個で収集しているんでしょうか。

議長（西 宗亮君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（鈴木隆夫君） お答えします。

確かに、ご質問のとおり、事業所個別の収集はここ以外には行っておりません。ですから、なぜあそこを集めるようになったかというのも含めて、ちょっと調べたんですが、ちょっと経過はわからなかったんです。それで、長野電鉄や長電バスにもちょっと問い合わせ、昔の経過も調べてもらったんですが、その経過についてはわかりませんでした。

ただ、あそこは長電バスさんもあるんですが、その収集所には長野電鉄の電車の部門と長電タクシーさん、タクシー部門のごみもそこに出されているということだったので、想像でまことに申しわけないんですが、公共交通になるという公共性を加味した上で集めたのか、もしくは、あそこには人がいっぱい寄っていたので、無人化されたときに不法投棄が、非常に一般的な、一般ごみの不法投棄が多かったのか、その部分を含めて町が集めるようになったのかということが想像されますが、今、議員さんが質問されたことに関して、端的に答えるような理由は持ち合わせてございませんのでお許しいただきたいと思いますが、質問に戻りますが、ほかの部分で一般事業所を集めているところはございません。

以上です。

議長（西 宗亮君） よろしいですか。ほかにありますか。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 質疑を終わります。

お諮りします。報告第10号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（西 宗亮君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第10号 専決処分の報告については報告書のとおり受理することに決定しました。

11 議案第46号 平成30年度山ノ内町一般会計補正予算（第3号）

議長（西 宗亮君） 日程第11 議案第46号 平成30年度山ノ内町一般会計補正予算（第3号）を上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 議案第46号 平成30年度山ノ内町一般会計補正予算（第3号）についてご提案申し上げます。

今回の補正は、9月4日に上陸した台風21号災害に伴う災害復旧事業の補正であります。

第1表、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ197万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ72億604万4,000円とするものであります。まず、歳入につきましては、全額財政調整基金繰入金を計上しております。次に、歳出の災害復旧費には農林水産施設、公共土木施設、教育施設、民生施設及び観光施設の災害復旧費を計上しております。

詳細につきましては、総務課長にここのところの説明をさせます。十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（西 宗亮君） 補足の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（小林広行君） 〔議案に基づく補足説明〕

議長（西 宗亮君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第46号を採決します。

議案第46号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(西 宗亮君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号 平成30年度山ノ内町一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

12 議案第47号 人権擁護委員の候補者の推薦について

13 議案第48号 人権擁護委員の候補者の推薦について

14 議案第49号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議長(西 宗亮君) 日程第12 議案第47号から日程第14 議案第49号の人権擁護委員の推薦についての3議案を一括上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 議案第47号 人権擁護委員の候補者の推薦についてのご提案を申し上げます。

本委員候補者の推薦については、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

住所、山ノ内町大字平穏4109番地25。

氏名、小山内明美。

生年月日、昭和28年6月3日生まれ。

任期、法務大臣の委嘱の日から3年。

理由、任期満了の湯本栄子さんの後任であります。

次に、議案第48号 人権擁護委員の候補者の推薦についてご提案申し上げます。

本委員候補者の推薦については、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので議会の意見を求めるものであります。

住所、山ノ内町大字佐野1288番地の2。

氏名、山本喜美子。

生年月日、昭和31年9月26日。

法務大臣の委嘱の日から3年。

理由、任期満了の山本朝子さんの後任であります。

続いて、議案第49号 人権擁護委員の候補者の推薦についてご提案申し上げます。

本委員候補者の推薦については、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので議会の意見を求めるものであります。

住所、山ノ内町大字夜間瀬8972番地の1。

氏名、秋元繁一。

生年月日、昭和31年1月31日生まれ。

任期、法務大臣の委嘱の日から3年。

理由、任期満了の佐藤千賀さんの後任であります。

以上、3議案につきまして十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（西 宗亮君） これより、3議案について一括質疑を行います。

13番 高田佳久君。

13番（高田佳久君） 13番 高田佳久。

全ての議案に対しまして、任期満了によるという理由になってございますが、この任期満了日について教えていただきたいと思っております。

議長（西 宗亮君） 総務課長。

総務課長（小林広行君） お答えします。

まず、前任者の任期満了ですけれども、山本朝子さんにつきましては、30年12月31日でございます。

続いて、湯本栄子さんにつきましては、平成30年9月30日。

続いて、3人目の佐藤千賀さんにつきましては、平成30年12月31日でございます。

以上です。

議長（西 宗亮君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 質疑を終わります。

これより、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第47号について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第47号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第47号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（西 宗亮君） 起立全員です。

したがって、議案第47号 人権擁護委員の候補者の推薦については、原案のとおり決定されました。

議案第48号について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第48号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第48号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(西 宗亮君) 起立全員です。

したがって、議案第48号 人権擁護委員の候補者の推薦については、原案のとおり決定されました。

議案第49号について討論を行います。

(発言する者なし)

議長(西 宗亮君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第49号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第49号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(西 宗亮君) 起立全員です。

したがって、議案第49号 人権擁護委員の候補者の推薦については、原案のとおり決定されました。

15 陳情第4号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める 陳情書

議長(西 宗亮君) 日程第15 陳情第4号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を上程し、議題とします。

本案につきましては、去る9月3日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

山本総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 山本良一君登壇)

総務産業常任委員長(山本良一君) 8番 山本良一。

改めまして、こんにちは。

それでは、審査報告をさせていただきます。

平成30年9月21日

山ノ内町議会議長 西 宗 亮 様

総務産業常任委員会
委員長 山 本 良 一

陳 情 審 査 報 告 書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第95条(第94条準用)により報告します。

記

1. 受理番号 第4号
2. 受理年月日 平成30年6月1日
3. 件名
(陳情第4号) 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情
陳情者 中野市三好町1-1-19
中高地区労働組合連合会
議長 畔上 稔男
4. 付託年月日 平成30年9月3日
5. 審査結果 採択すべきものと決定

以上でございますが、審査の内容を若干触れさせていただきますが、同様の陳情、これまでも何度か出ております。直近では、平成28年の6月議会で採択されております。

内容的には余り変わりのない部分なんですけど、審査の中で陳情の趣旨にございます最低賃金は徐々に上がっていると、こういう認識がございますが、地方や中小企業に対する支援策、あるいは増加する非正規労働者というのが現実の問題として存在する以上、陳情の趣旨は、陳情は採択すべきではないかという形になりまして、全員の賛成で採択されたものでございます。

皆様方の全員のご同意をよろしく願いいたします。

議長（西 宗亮君） 委員長報告に対し、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（西 宗亮君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（西 宗亮君） 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第4号を総務産業常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長（西 宗亮君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第4号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書は、総務産業常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

16 陳情第5号 国の責任による30人学級推進と、教育予算の増額を求める陳情書

17 陳情第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情書

議長（西 宗亮君） 日程第16 陳情第5号 国の責任による30人学級推進と、教育予算の増額

を求める陳情書及び日程第17 陳情第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情書を一括上程し、議題とします。

本案につきましては、去る9月3日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

布施谷裕泉社会文教常任委員長、登壇。

(社会文教常任委員長 布施谷裕泉君登壇)

社会文教常任委員長(布施谷裕泉君) 6番 布施谷裕泉。

それでは、陳情第5号及び第6号について審査報告をさせていただきます。

去る9月14日の常任委員会で審査させていただきましたけれども、まず、陳情第5号についてご報告いたします。

平成30年9月21日

山ノ内町議会議長 西 宗 亮 様

社会文教常任委員会
委員長 布施谷 裕 泉

陳 情 審 査 報 告 書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第95条(第94条準用)により報告します。

記

1. 受理番号 第5号
2. 受理年月日 平成30年8月2日
3. 件 名
(陳情第5号) 国の責任による30人学級推進と、教育予算の増額を求める陳情書
陳 情 者 長野県中野市一本木455
山ノ内町教職員組合
代表者 菅原 勇介
4. 付託年月日 平成30年9月3日
5. 審査結果 趣旨採択すべきものと決定

それでは、第5号につきまして、審査の背景についてご説明申し上げたいと思います。

本陳情、国の責任による30人学級推進と、教育予算の増額を求める陳情書ということで、これは長年にわたり請願、あるいは陳情で提出されてきています。

陳情理由にも記されておりますけれども、これまでの経緯として記されておりますが、国は2011年に35人学級を決定しながら、法改正で実現しているのは小学校1年生のみです。2年生については加配扱いのままで、3年生以上については40人学級で今に至っています。対しまして、長野県では、2013年に小・中全学年で上限を35人とする、いわゆる30人規模学級になっています。

こういった状況と経緯を踏まえ、審査では、まずは長野県が進める35人学級、35人基準に焦点を合わせるべきといった意見が出ておりました。あわせまして、行き届いた教育実現のための少人数教育の必要性については、これを認めながら、その実現性にはかなり難があると判断せざるを得ないとの判断に至った次第でございます。

改めてまとめますと、願意は妥当であるが、実現性の面で確信が持てないとの判断のもと、趣旨採択を求める意見が出されまして、採決の結果、全会一致で趣旨採択すべきものと決定いたしました。

なお、意見書提出における採決では、賛成少数により意見書は提出しないことに決定いたしました。

続きまして、陳情第6号について報告させていただきます。

平成30年9月21日

山ノ内町議会議長 西 宗 亮 様

社会文教常任委員会
委員長 布施谷 裕 泉

陳 情 審 査 報 告 書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第95条（第94条準用）により報告します。

記

1. 受理番号 第6号
2. 受理年月日 平成30年8月2日
3. 件 名
(陳情第6号) 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情書
陳 情 者 長野県中野市一本木455
山ノ内町教職員組合
代表者 菅原 勇介
4. 付託年月日 平成30年9月3日
5. 審査結果 趣旨採択すべきものと決定

それでは、陳情第6号についての審査の背景をご説明申し上げたいと思います。

本陳情は、陳情第5号とセットで、やはりこれは長年提出されてきたものでありますけれども、特に本陳情については、昨年、一昨年と継続審査とした上で採択すべきものとした経緯があります。

審査で時間を費やしたのは、2006年における三位一体改革の議論の中で、義務教育費国庫負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられた経緯でございますけれども、昨年12月、陳情者にお越しいただき、審査を実施いたしました。陳情者には、地方六団体のかかわりも含め、経緯については余り認識はされておられませんでした。陳情書への反映を暗に要請しましたが、

今回提出された陳情書は、昨年のもので全く変わっていませんでした。こういう経過を経て、ことしについては同じ内容であるということで出席は要請していません。

審査では、意見書提出が慣例的になっている節があるのではと、こういった意見もありました。

討論では、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充は必要であり、国の負担割合を2分の1に戻すことは問題ないとしながらも、その実現性に確信が持てないということで、意見書提出を含まない趣旨採択の提案がなされました。

採決の結果、全会一致で趣旨採択すべきものとして、意見書は提出しないことに決定しました。

以上でございます。

議長（西 宗亮君） 委員長報告に対し、一括質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、陳情ごとに討論、採決を行います。

陳情第5号について討論を行います。

初めに、委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

9番 渡辺正男君、登壇。

（9番 渡辺正男君登壇）

9番（渡辺正男君） 9番 渡辺正男。

陳情第5号に対して、社会文教常任委員長の報告は趣旨採択、これに対して反対の立場から討論をさせていただきたいと思います。

この陳情は、これまで毎年のように教職員組合から上がってきていて、当議会ではずっと採択し、意見書を送り続けてきたものです。昨年も「30人学級」の文言を「35人学級」と修正はしましたが、意見書を提出しています。

今回の社会文教常任委員会の趣旨採択、意見書提出せずの決定は納得がいきません。趣旨採択とは、願意は妥当であるが、実現性の面で確信が持てない場合に不採択とすることもできないとしてとられる決定方法のことという、趣旨採択の容認論もある一方で、新潟県湯沢町議会のように、請願等の趣旨採択については、趣旨そのものが正確に把握できるかどうか不明であること、また、議会の審議放棄とも受け取られかねないことから、趣旨採択はしないと明確に申し合わせで規定している議会もあります。私は後者のほうを断固支持したいと思います。

議会の権限として議決事件には団体意思決定事件と機関意思決定事件があります。機関意思決定事件とは、意見書の議決や決議など議事機関としての議会意思の決定を行うもので、まさに本案がこれに該当いたします。

議会には請願の受理権がありますが、それは住民の代表機関である議会に請願を通じて住民の意思を反映させ、議会の意思によって請願の趣旨の実現に努めさせるためであります。当議

会では、陳情も請願と同じに扱っています。請願等を採択した議会には、その実現に向け最善の努力をする政治的、道義的責任があります。これまで当議会がこの陳情を機関意思決定として採択し、その実現に向け最善の努力をする政治的、道義的責任を負っているはずであります。

しかしながら、今回は態度を変えたということになります。陳情趣旨は変わっていないし、社会文教常任委員会のメンバーも昨年と同じはずであります。住民の代表たる議会が、同じ案件に対する機関意思決定をころころ変えるようでは、住民からの信頼は失墜します。

以上の理由から、社会文教常任委員長報告の趣旨採択には反対します。

当陳情については、採択の上で意見書を送付すべきと考えます。

以上です。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（西 宗亮君） 次に、委員長の報告に対し、賛成者の発言を許します。

3番 湯本晴彦君、登壇。

（3番 湯本晴彦君登壇）

3番（湯本晴彦君） 3番 湯本晴彦。

陳情第5号 国の責任による30人学級推進と、教育予算の増額を求める陳情書における委員会審査の委員長報告について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この陳情は、国の基準が現在小学校2年生以上は40人学級で進められております。それを30人学級へ学級定員を引き下げること、きめ細かな教育と複式学級の解消等を要望し、そのための教員の確保をするために、国の責任で教育予算の増額を求めるものです。

ただ、現在、長野県では既に小学校と中学校で35人学級の基準が既に定められ、国の基準よりも学級定員は引き下げられています。まずは、この35人学級を推進していくことが重要で、いきなり40人から30へと減らしていくことは余りにも無理があると考えられます。きめ細かな教育への対応や教員の確保という意味で、趣旨には賛同しますが、30人学級への移行には急激過ぎ、長野県の一自治体の山ノ内町としては、まずはこの35人学級を推進していくべきで、30人学級には賛同できないと思います。

しかし、昨今ふえてきている多様な子供たちへの対応など、この陳情で目的としているきめ細やかな教育の必要性は増してきているのも事実だと思います。その意味で趣旨の採択には賛成できますが、そこまでにとどめるべきと判断します。というのは、今後、多様性のみならず、少子化の問題など時流や実際の効果など総合的に考えた上で判断していく問題でもあり、今後のあり方の検討も含め、慎重に審議を進めていくべきだと思います。ここで言う、ただ単に数の問題というだけの安易な結論を出すべきものではないからです。

また、この陳情で要望されている意見書提出においては、まずは県の方針を貫くべきという考えのもと、一地方自治体が国に意見を申し立てるということではなく、まず県が方針を国に出すべきで、山ノ内町として意見をつける必要はなく、また、山ノ内町でも移行統合問題や適正規模・適正配置等、今年度まだまだ町の方針としては固まっていない今、趣旨のみの採択で意見書提出も控えるべきという結論に至りました。

以上、ご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（西 宗亮君） ほかに討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論を終わります。

陳情第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は趣旨採択であります。

この採決は起立によって行います。

陳情第5号を社会文教常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（西 宗亮君） 起立8人で、多数です。

したがって、陳情第5号 国の責任による30人学級推進と、教育予算の増額を求める陳情書は、社会文教常任委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

陳情第6号について討論を行います。

9番 渡辺正男君、登壇。

（9番 渡辺正男君登壇）

9番（渡辺正男君） 先ほどと同じ教職員組合からの陳情です。

小泉政権時代の三位一体改革の中で、地方六団体が義務教育費の財源維持を求めた中で、結果、国庫負担比率2分の1から3分の1となり、その分、地方交付税に振り分けられたという経過があるのは、皆さんご承知のことだと思います。このことを踏まえ、これまでは当議会では採択の上で、数字の部分削除して意見書を提出してきました。これが当議会のこれまでの機関意思であります。

先ほどの陳情と全く同じ理由で、趣旨採択には反対です。これまでどおり採択の上、これまでどおりの意見書を提出すべきと考えます。よって、社会文教常任委員長の趣旨採択の報告には反対をさせていただくものです。

以上です。

議長（西 宗亮君） 次に、委員長の報告に対し、賛成者の発言を許します。

3番 湯本晴彦君、登壇。

（3番 湯本晴彦君登壇）

3番（湯本晴彦君） 3番 湯本晴彦。

陳情第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情書における委員長報告について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この陳情は、義務教育費国庫負担制度を、2006年の三位一体改革の中で国の負担を2分の1から3分の1へ引き下げ、その分を地方への交付税の形へ自由に使える財源として配分の見直しをされたことを、再度2分の1へ戻すべきという趣旨であります。3分の1に引き下げ、残りを地方での裁量で配分できるようになったことで、義務教育費への分配が不透明になるだけ

でなく、地方交付税そのものも減らされている現状で、義務教育への十分な予算配分が危うくなり、各県などで地域格差が生まれることを懸念しております。

この財政規模を堅持していくという方向性については賛同できる内容ではありますが、そもそも、この地方への自由裁量をふやし、地域に即した教育予算の配分を求めたものは、町村議会議長会も含まれる全国六団体の要望でした。ここで国庫負担制度を2分の1に戻すということを出していき出すことは、地方六団体の主張に矛盾することになります。

その意味で趣旨には賛同できますが、意見書の提出という陳情に対しては提出すべきではないということで、今回の委員会報告の趣旨採択に賛成するものでございます。

皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（西 宗亮君） ほかに討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論を終わります。

陳情第6号を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は趣旨採択であります。

この採決は起立によって行います。

陳情第6号を社会文教常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（西 宗亮君） 起立10人です。

したがって、陳情第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情書は、社会文教常任委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

18 発委第1号 地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について

議長（西 宗亮君） 日程第18 発委第1号 地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山本総務産業常任委員長、登壇。

（総務産業常任委員長 山本良一君登壇）

総務産業常任委員長（山本良一君） 8番 山本良一。

先ほど満場一致で採択された陳情第4号に基づきます意見書の提案でございます。

それでは、読み上げます。

発委第1号 地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

平成30年9月21日提出

総務産業常任委員長 山本良一

平成30年9月 日議決

山ノ内町議会議長 西宗亮

内容を読ませていただきます。

地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書(案)

労働者の4割が非正規雇用、4人に1人が年収200万円以下のワーキングプアとなり、平均賃金は2000年に比べ15%も目減りしている。世界にも例のない賃金の下落が、消費低迷、生産縮小、雇用破壊と貧困の拡大を招いており、政府が、「賃上げによる経済の好循環」をめざすことは理論的には正しい。

2018年の地域別最低賃金は、最高の東京で時給985円、長野県では821円、最も低い地方では761円に過ぎず、フルタイムで働いても年収約130万円～160万円しか得られないのでは、人間らしい暮らしはできない。また、地域間格差も大きく、長野県と東京では、同じ仕事をしていても時給で164円も格差があるため、若い労働者の都市部への流出を招いてしまっている。

安倍首相は、「最低賃金を毎年3%程度引き上げて、加重平均で1,000円をめざす」と述べ、「GDPにふさわしい最低賃金にする」として、現在の最低賃金の水準の低さを認め、引き上げを進めると述べた。しかし、2010年に行われた雇用戦略対話では「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1000円をめざす」とした「政労使による三者合意」が成立している。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は低水準と地域格差が特異点であり、先進諸国のグローバルスタンダードに近づけるためには、最低賃金の地域間格差の是正・全国一律への改正と金額の大幅な引き上げが必要である。欧州の先進諸国の最低賃金は、購買力平価換算で時間額1,000円以上、月額20万円以上は普通であり、そうした高い水準の最低賃金が労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ地域経済と中小企業を支える経済を成り立たせている。その実現を保障するために、政府が率先して大規模な中小企業支援策を拡充しながら最低賃金を引き上げる必要がある。人間らしく生活できる水準の最低賃金を確立すれば、だれもが安心して暮らせ、不況に強い社会を作ることができる。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

- 1 政府は、ワーキングプアをなくすため、政治決断で最低賃金を引き上げること。
- 2 政府は、全国一律最低賃金制度の確立など、地域間格差を縮小させること。
- 3 政府は、中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保障負担や税の減免制度などを実現すること。
- 4 政府は、中小企業に対する大企業による優越的地位の濫用、代金の買い叩きや支払い遅延

等をなくすため、中小企業憲章をふまえて、中小企業基本法、下請二法、独占禁止法を抜本改正すること。

5 政府は、雇用の創出と安定に資する改善を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

財務大臣 麻生 太郎 様

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

経済産業大臣 世耕 弘成 様

長野県山ノ内町議会議長 西 宗亮

以上です。

議長（西 宗亮君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第1号を採決します。

発委第1号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（西 宗亮君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第1号 地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

（発言する者あり）

議長（西 宗亮君） 8番 山本良一君。

総務産業常任委員長（山本良一君） ただいま読み間違いがございまして、記の一番最後です。

5、これは政府の雇用の創出と安定に資する「政策」を実施することというのを、「改善」と読み上げてしまいまして、以上、訂正をさせていただきます。

議長（西 宗亮君） 以上のように訂正いたします。

動議の提出

議長（西 宗亮君） 9番 渡辺正男君。

9番（渡辺正男君） 9番 渡辺正男です。

動議を提出します。

国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出について、直ちに日程

に追加し、議題とすることを求めます。

議長（西 宗亮君） 議案書の提出をしてください。

ただいま、9番 渡辺正男君から、「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書」の提出についてが提出されました。この動議は、所定の賛成者がありますので成立します。

ここで、議場整理のため暫時休憩します。

（休憩） （午後 3時34分）

（再開） （午後 3時34分）

議長（西 宗亮君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

議長（西 宗亮君） 事務局より議案書を配付させます。

（議会事務局職員発議第1号議案を配付する。）

議長（西 宗亮君） お諮りします。発議第1号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出についてを日程に追加し、議題とすることについて採決します。

追加議案にすることに賛成の方はご起立願います。

（多数起立）

議長（西 宗亮君） 起立8人、多数です。

したがって、発議第1号を追加日程第1として議題とすることに決定しました。

議長（西 宗亮君） 事務局より追加の議事日程を配付させます。

（議会事務局職員変更の議事日程を配付する。）

追加日程第1 発議第1号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について

議長（西 宗亮君） 追加日程第1 発議第1号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

9番 渡辺正男君、登壇。

（9番 渡辺正男君登壇）

9番（渡辺正男君） 9番 渡辺正男。

追加議案としてお認めいただきましてありがとうございます。

発議についてでありますけれども、中身については、35人学級を国の責任で推進することを求めるという内容になっております。それで、願意の妥当性というのは、先ほどの陳情のどこ

ろで皆さんが認めていただいたところだと思いますが、実現性の面で確信が持てないという部分で、その辺がひっかかったのかなというふうに思いますが、当議会では、もともと昨年も35人学級の推進ということで、既にもう長野県が実施している水準のそれを求めています。ですが、実現性に確信が持てないわけじゃなくて、もう既にやっている自治体があるということでもありますので、昨年と、昨年皆さんが賛成していただいた意見書の一字一句違わない意見書を提案させていただきます。

よろしく申し上げます。

発議第1号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

平成30年9月21日提出

提出者 山ノ内町議会議員 渡辺 正 男

賛成者 山ノ内町議会議員 高田 佳 久

平成30年9月 日議決

山ノ内町議会議長 西 宗 亮

それでは、意見書の中身を朗読させていただきます。

国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書（案）

平成23年国会において、小学校1年生に35人学級を導入することが全会一致で法律（義務教育標準法改正）にもりこまれ、附則で小学校2年生以降順次改訂することを検討し、財源確保につとめると定めた。

しかし、翌年の平成24年度は法改正ではなく加配で小学校2年生を35人学級とし、それ以降国の35人学級はすすんでいない。

長野県では平成25年度に35人学級を中学校3年生まで拡大し、小中学校全学年で35人学級となった。しかし、義務標準法の裏付けがないため国の財政措置はされておらず、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されている。

いじめや不登校、生徒指導上のさまざまな問題への対応など多様化する学校現場に対応し、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、ゆきとどいた授業、きめ細やかな対応を可能にするためには少人数学級は欠かせない。このために厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において少人数学級を早期に実現する必要がある。

また、長野県では少子化がすすむなかで、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消しているが、地方自治体の財政負担となっている。児童生徒数が少ない市町村においてもゆきとどいた教育が実現するため、国の責任において複式学級を解消するよう学級定員を引き下げることが大切である。

よって以下の点を強く要請する。

記

1 国の責任において35人学級を推し進めるために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。

2 国の複式学級の学級定員を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月 日

衆議院議長 大島 理森 様

参議院議長 伊達 忠一 様

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

財務大臣 麻生 太郎 様

文部科学大臣 林 芳正 様

総務大臣 野田 聖子 様

長野県山ノ内町議会議長 西 宗亮

以上であります。皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（西 宗亮君） これより質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

初めに、渡辺正男君の発議に反対者の発言を許します。

12番 小林克彦君。

（12番 小林克彦君登壇）

12番（小林克彦君） 12番 小林克彦。

議員同志からせっきくの発議を提出されたのにつきまして反対討論をするということは、まことに遺憾でございますけれども、内容について、私も社会文教常任委員会で議論した1人として申し上げたいことがございますので、反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、今、渡辺議員からお話ございましたとおり、今回の意見書の内容は、35人としております。陳情者の要望は30人ということでございますので、これは去年から30人ということにしているわけですが、これも若干理想を求める、子供たちのどういう環境がいいのかということであれば、長野県の基準に何も沿うことはないんだろうと思います。

それで、一番これについて過去の経過がございますけれども、これは市町村の子どもたちを現場で私たちが見守っていくわけではございますけれども、行政とすれば文科省と県でございます。県では弾力的な運営を認めている、長野県が国基準は40人編成をなさうということにもかかわらず、16年からですか、17年から正式に認められたと思うんですけれども、他で35人基準の30人規模学級ということが実施されているか、本来であれば違法だよね。これを認めている

のは、文部科学省が学級編成及び教職員定数の仕組みという考え方を示した手順書を出しております。個別の学校の実情に即した学級編制の弾力的運用、特に学級編制の弾力化、これは皆さん方も今まで何回も議論していると思いますけれども、北小の合併の問題で、ヨーロッパは、外国は特に20人というのが多い、20人規模が多い。日本は断トツに40人という大勢の人数でやっているという中で、現実に国がその地域に合った学級編制をしてくださいと、何人でもいいですよとまでは書いてはありますが、1、2年生を中心にして全国既に42道府県、都は入っていません、ここが全て長野県のようなことを運用しております。

ちなみに、30人でやれば、すぐ幾ら過疎地で学級数が減ったといっても、教室が足りなくなると思われます。例えば山ノ内町で言えば、山中はもし30人でやれば、もう3年生、卒業するからいいのかもしれませんが、30人は1クラス増設してもらわないと入りません。そういうもろもろのことがございます。いや、35人だと言っていますけれども、要望は30人ですから。

それで、そういうことで既に実施を、しっかり各地区が、42道府県が小学生であったり、中学生であったり、これを各道府県ごとに、最もいい人数を定めております。これも、手順もどうやったらそういう人数にできるかという、県単位で弾力的に学級編制の仕組みというページがあるんですけども、ここで県と市町村と議論をして、それを国に上げてオーケーをもらうと、それで学級数が承認されると。

その場合、加配の定数等が問題になってくるわけですけども、この40人を下回った場合の学級編制基準が国で承認されると、これについても国は加配教員について経費負担すると。全国で、今これ平成16年度の資料ですが、6,154人加配で国から出ています。ここに国庫負担分で4,382人、ここへ長野県も入っています。市町村費の429人にも長野県が入っています。山ノ内町についてどうなっているからは、教育委員会でそれはわかるんだろうと思いますが、いずれにしても、こういった財政については市町村は知るところではないわけです、県の教育委員会。

ですから、私たちが求めるのであれば、長野県は少子化もあるので教室も余っているから、長野県に対して30人基準にされたいというのが1つでしょうし、よその地区についても、それぞれの地区の議会なり理事者が教育委員会とよく相談したり、父兄の皆さんと相談して定める。

この35人でも30人でも意見書を市町村の議会が国に対して上げるということは、まことに私は、的外れとは申しませんが、不適切のそしりを免れないと思いますので、これは私は認めることができないと思います。

以上です。

議長（西 宗亮君） 次に、9番 渡辺正男君の発議に賛成者の発言を許します。

13番 高田佳久君、登壇。

（13番 高田佳久君登壇）

13番（高田佳久君） 13番 高田佳久。

賛成の立場から討論をさせていただきたいと思います。

私、簡潔に申し上げたいと思います。

私、社会文教常任委員会の審査の中でも意見書の提出を提案させていただきました。委員会の中では、私のみが提出ということで、あと、ほかの委員の皆さんは提出すべきでないというような結論に至りましたので、今回、賛同者にもなり賛成討論をさせていただきたいと思います。

過去からつけてきたこの人数の関係の35人学級の推進というのは、昨年も提出しております。これは機関意思の、やはり過去からの継続をしていくということが大事であろうというふうに私は思っております。ただし、陳情された内容については30人ということで、この部分については実現がなかなか難しいといったような判断で、委員会の中でも趣旨採択に私は賛同しております。

しかし、この意見書の提出については、今長野県で行っている35人学級の推進について、県でやっている推進について国もあわせにいくというような形の部分については、賛同できる部分でありますので、例年のとおりの内容の意見書であれば賛同できるということで、賛成とさせていただきます。

皆さんにこういった継続していく機関意思の考え方というのを、いま一度考えていただいて、後ほどの採決に参考にしていただければと思います。

以上です。

議長（西 宗亮君） ほかに討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論を終わります。

発議第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（半数起立）

議長（西 宗亮君） 起立6人です。

したがって、半数でございます。よって、議長裁決とさせていただきます。

議長は発議に賛成をし、意見書提出ということの意思を表したいと思います。

したがって、発議第1号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出については可決されました。

-
- 19 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について
 - 20 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について
 - 21 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について
 - 22 広報常任委員会の閉会中の継続調査について

2 3 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長（西 宗亮君） 日程第19から日程第23までを一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

（議会事務局長藤澤光男君議題を朗読する。）

議長（西 宗亮君） 以上5件につきましては、お手元に配付してあります申請書のとおり、会議規則第75条の規定によって議会閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続調査することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（西 宗亮君） 異議なしと認めます。

したがって、5案は各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続調査することに決定しました。

議長（西 宗亮君） 以上をもって、本定例会に付議されました議案の審査は全て終了しました。

議長（西 宗亮君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、9月3日から本日までの19日間の会期でありましたが、平成29年度各会計決算認定を初め、補正予算4件、条例の制定1件、工事請負契約締結1件、人事案件4件など、多くの重要案件が慎重に審議されました。

とりわけ、平成29年度一般会計を初め、6特別会計、1事業会計の決算認定に当たっては、予算の適正なる執行とその効果について慎重かつ真剣に審査・審議をいただき、厚く御礼申し上げます。

また、一般質問では8名の議員が登壇され、産業振興や福祉、教育問題など町行政に対し、さまざまな観点から、活発な論戦を展開いただきました。町長を初め理事者、管理職各位におかれましても、真摯な対応をもって審査・審議にご協力あるいはご答弁をいただきましたことに、改めて感謝申し上げます。

なお、決算審査意見はもとより、一般質問や委員会では出されました意見や提言につきましては、今後の行財政運営や予算執行に十分反映されますよう、強く要望したいと思います。

今会期中に起きました台風21号及び北海道胆振東部地震は、またしても甚大な災害となってしまうまい。当町においても農作物や住家等に大きな被害を受けました。被害に遭われた方々に改めてお見舞いを申し上げ、1日も早い復旧、復興を望んでいるところであります。これから秋の行楽シーズンとともに農作物の収穫も最盛期を迎えます。実り多く、そして多くのお客様を迎えることができますよう、穏やかな日々が続くことを願っております。

これから日ごとに秋も深まってまいります。議員、理事者、管理職各位には、くれぐれもご

自愛いただき、引き続き町政発展にご尽力賜りますようお願いを申し上げます、閉会の挨拶とします。

本日の会議を閉議します。

議長（西 宗亮君） 町長から閉会の挨拶があります。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 平成30年第4回山ノ内町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本議会定例会は、9月3日から19日間の会期中で、平成29年度決算審査を初め、2日間の一般質問では猛暑対策や防災関連を中心に、福祉や教育関係など活発なご議論をいただき、また、ご提案しました案件につきましては全て原案どおりご承認いただきありがとうございました。

とりわけ、平成29年度決算審査に当たりましては、予算決算審査委員会において慎重に審議いただいたことに改めて敬意と感謝申し上げます。決算審査並びに一般質問いただきました貴重なご意見やご提案いただきましたことにつきましては、今後の町政運営に十分反映してまいりたいと思っております。

ことは西日本豪雨、夏の猛暑、激暑、台風13号、21号、北海道の地震など、日本列島では災害に見舞われた1年となり、当町も台風21号では果樹を中心に大きな災害が発生し、災害関連の補正予算も議決いただきました。1日も早い復興に対応いたします。なお、ことしの漢字を1文字であらわせば、「災」ということでしょうか。

また、ことし12年目になりますトップセールスに、9月12日から13日、埼玉県の5市町1球団に出かけてまいりました。ことはブドウを中心に、果樹や観光誘客を行いました。工藤行田市長からは、災害協定をと提案がありました。「足袋と蔵のまち」として、また今年のドラマ「陸王」のロケ地であり、50メートルのタワーから見る1町歩の田んぼアートはギネスに登録されています。

一方、伊香保町、草津町とも協定済みであり、今後、協定に向けて双方で協議させていただきたいと思っております。引き続き、各課の職員と観光連盟の皆さんでリンゴのPRと誘客に圏央道沿いの埼玉・東京・千葉へキャラバンに出かける予定でございます。

また、9月18日、地価が公表され、山ノ内町は下落率がマイナス4.2%で県下一と大々的に報道されました。新聞では、「スキーリゾート地・明暗」として、白馬村、野沢温泉と比較して、外国人による土地取引が要因とのことですが、評価地点では、杓野沢平米単価2万1,400円でマイナス4.0%、渋温泉笹湯平米単価3万円でマイナス4.2%、横倉塚田では平米単価1万7,600円でマイナス2.2%であり、また、リゾート地といっても、志賀高原は和合会山ノ内町の所有地であり、売買はないし、かつて観光地として中野市より土地価格も高く、オリンピック

開催で地価評価がバブル価格となり、以後、年々標準化されつつあるものの、同じ温泉地の千曲市並みであります。他町村に比べては、まだ地価としては高いのが現状でございます。下落率が低くおさまった白馬村、野沢温泉村にあっては、当町と違い外国人によるアウトバウンドやスキー場と隣接し、空き施設も多く、求めやすい価格で、外国人による売買が活発になっていることが起因するものでございます。

冬季間閉鎖中だった志賀草津高原ルートは4月20日、草津町、山ノ内町初め、群馬県、長野県両行政観光団体で開通式を行いました。2日後の4月22日に白根火山地震により警戒レベルが2に引き上がり、火口から1キロメートルが警戒規制され、ルート292の白根火山付近8.5キロメートルが通行止めとなってしまいました。

火山性地震もかなり落ち着き、草津町長は群馬県気象庁国土交通省に規制解除を求めてまいりましたが、気象庁では、火山性地震が1日10回未満で火山性微動が発生しない状態が2週間以上継続した場合は警戒レベル1に下げる基準を新たに設け、その後、群馬県と草津町で通行可能の判断をし、通行止めを解除することということで確認していただいたところでございます。

今までも8月23日に警戒レベル1に引き下げる予定でしたが、前日に20数回となり白紙に、また9月3日にも同様で、前日11回で残念ながら1回オーバーで実現できませんでした。9月20日に警戒レベル1へ引き下げの情報を内々にいただいておりますが、3度目の正直か、あるいは二度あることは三度あることになるのか、期待と不安もありましたが、9月20日、きょうでございますけれども、9時に気象台から警戒レベル2を1に引き下げ、規制も半径50メートルを9月21日午前9時に発表する旨の連絡が町へ届きました。草津町黒岩町長より昨日午後電話があり、今、群馬県との協議の結果、通行解除は9月22日8時から夕方5時までとし、1週間様子を見、特に問題がなければそのままになるとのことでした。本日9月21日に、9時、気象庁から白根火山警戒レベル2を1に引き下げる旨、正式発表があり、予定どおり、あす22日8時には交通規制解除がされるものと期待しております。

志賀草津高原ルートの交通制限解除は、時間制限はあるものの、当町、草津町にとって重要な観光ルートであり、秋の行楽期に観光客、観光業界関係者に大きな弾みになるものと期待しております。

9月30日に予定の第5回志賀高原ロングライドは、標高1,500メートルの志賀高原高天ヶ原をメインに、木島平村、野沢温泉村、栄村を自転車で往復するコースです。秋の高原を走行し、地元特産品を途中のエイドステーションで楽しめるイベントとして、ことしは約350名の自転車愛好家がエントリーされています。好天を願うとともに、事故のないよう、主催者としてスタッフ一同、万全を期して運営に努め、成功させたいと思っております。

1年間の実証運行を経て、10月1日には楽ちんバス運行出発式を、関係者を交えて湯田中駅前9時から行う予定にしております。住民の足を守る事業として行政が行うことから、これからは住民要望を踏まえ、利便とともに安全な運行に努めてまいります。また、湯ノ原の阿藤

新一さんからの寄附車も十分活用していきたいと思っております。

10月3日には戦後73年を迎え、ことしも遺族会を初め多くの関係者に参列願い、戦没者追悼式を予定しています。ご遺族も減少し、参列者も少なくなっておりますが、さきの大戦で戦没者の慰霊とともに、町民の皆さんとともに改めて戦争の悲惨さ、核の恐ろしさ、平和のとうとさを後世に伝える、そんな思いで開催していきたいと思っております。また当日は、12回目となった山ノ内中学校4名の平和親善大使から、8月6日広島平和記念式典への参列や平和記念資料館見学、被爆者との交流の報告もいただく予定でございます。

新規就農者は、ことし15名の方が該当しますので、10月11日、12日に規定によりがんばる農業就農奨励金を交付するために町の基幹産業を担う方々を激励したいと思っております。

10月24日には合同金婚式を予定し、現在出席者を募集しておりますが、ご夫妻で苦楽をともにされた50年、まさに偉業であり、大変めでたいことに、町として感謝と祝意を申し上げたいと思います。

最後になりますが、実りの秋、スポーツの秋とはいえ、9月下旬、そろそろこたつが恋しい季節、議員各位におかれましては、健康に十分ご留意いただき、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

閉 会

議長（西 宗亮君） これにて平成30年第4回山ノ内町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（閉 会）

（午後 4時12分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年 月 日

山ノ内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員